

## W1-7 建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況

建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度の宣言の有無の新設により、建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況の点数が変更になります。

<変更前>

加点要件	W	P
審査対象工事のうち、民間工事を含む全ての建設工事で①～③を実施	15	20
審査対象工事のうち、全ての公共工事で①～③を実施	10	13

<変更後>



加点要件	W	P
審査対象工事のうち、民間工事を含む全ての建設工事で①～③を実施	10	13
審査対象工事のうち、全ての公共工事で①～③を実施	5	6

### 対象となる工事

審査基準日以前1年以内に発注者から直接請け負った建設工事（民間工事を含む全ての建設工事または全ての公共工事）が対象です。

ただし、下記の①～③は対象外となります。

- ①日本国内以外の工事
- ②工事一件の請負代金の額が500万円（建築一式工事の場合は1,500万円）に満たない工事、建築一式工事のうち面積が150m<sup>2</sup>に満たない木造住宅を建設する工事
- ③防災協定に基づく契約又は発注者の指示により実施された工事

※審査基準日以前1年のうちに、審査対象工事を1件も発注者から直接請け負っていない場合には、加点されません。

### 要件

次の①～③の項目をすべてを実施している場合、加点の対象になります。

- ①CCUS上での現場・契約情報の登録
- ②技能者が入退場履歴を記録するための「ICカードリーダー」等設置
- ③様式第6号を提出（経審申請時）

建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置を実施した旨の誓約書 及び 情報共有に関する同意書(新様式)

令和5年8月14日以降の審査基準日から適用

審査基準日

令和4年9月1日

令和5年8月31日

対象期間

- ①事業年度内に請け負った元請工事が対象  
（民間工事を含む全ての建設工事 又は 全ての公共工事）
- ②CCUS上での現場・契約情報の登録
- ③技能者が就業実績を蓄積するための環境整備（カードリーダー等設置）

※CCUS上に就業履歴を蓄積できる体制の整備が評価されます。  
技能者すべてがカードを保有している必要はありません。